

§ 非木造住宅耐震診断事業 補助金申請手続きの流れ

補助金の交付申請



補助金の交付決定



耐震診断の実施・判定



耐震診断の完了



補助金の交付確定
及び補助金の交付

申請には、下記の補助申請書類を提出していただく必要があります。

- ① 交付申請書（第1号様式、第1号の4様式）
- ② 市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
- ③ 耐震診断に関する見積書の写し
- ④ 家屋の固定資産課税台帳登録証明書の写し
- ⑤ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(事業者の場合)※
- ⑥ 消費税申出書（第17号様式）(事業者の場合)
- ⑦ 付近見取り図（案内図）
- ⑧ 配置図、平面図及び求積図（延べ床面積）
- ⑨ 建物外観写真（建物まわり全ての外観）

※市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書がない場合、別の書類が必要になります。詳しくは建築行政課までお問い合わせください。

市より補助金の交付が決定したことを通知します。
決定通知書が届いてから診断に関する契約を結んでください。

耐震診断は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法とする。またRC造及びSRC造は2次診断まで行ってください。

耐震診断が終了しましたら、速やかに完了報告書類を提出してください。

- ① 実績報告書（第7号様式）
- ② 領収書の写し
- ③ 契約書又は請書の写し
- ④ 耐震診断書（耐震評点及び算定根拠）
- ⑤ 耐震評定書の写し（一定規模以上の場合必要）
- ⑥ 図面（耐震診断において使用・作成したもの）
- ⑦ 調査結果資料（写真、試験結果等）
- ⑧ 耐震診断結果報告書（木造以外）（第11号の1様式）
- ⑨ 請求書（第9号様式）

市で確認を行い、合格であれば補助金の確定を通知します。
後日、補助金が指定された口座に振り込まれます。

※非木造住宅補強計画策定事業の手続きについては別途お問い合わせください。



注意：パソコン用のページのため、携帯電話で閲覧する場合は、通信量が膨大になる可能性があります。また、通信料は利用者のご負担となります。

地震から命を守ろう

検索



出世大名
家康くん

ご注意ください！

補助制度を利用する場合は、事前の手続きが必要となります。手続きをする前に、業者との契約や業務に着手すると、補助の対象とはなりません。